

## 第5章 今後の取組みについて

---

## 第1節 今後の取組みについて

本市では、多くの公共施設が高度経済成長期に整備されているため、築30年以上経過した施設の延床面積が全体の59%に上るなど、施設の老朽化が相当に進展しています。そして、これらの施設の更新時期を今後一斉に迎えます。

前章で、施設の更新に係る費用を推計した結果、現在ある全ての施設を更新すると仮定した場合、今後40年間に約920億円の更新費用が必要となることが分かりました。

こうした中、人口減少や少子高齢化の進行により、市税収入の減少や扶助費の増加が将来的に見込まれる一方で、人件費抑制等の行財政改革には限界があるため、1年あたり約23億円（平成25年度一般会計予算の1割に相当）にも上る更新費用を全て確保することは困難といえます。

また、今後、人口が減少していく中で、公共施設の需要そのものが低下することも考えられます。

そのため、現在ある公共施設は、これまでの財政状況や人口規模において適正とされたものであることを認識し、時代の変化に対応しながら、改めて本市の身の丈に合った適正な保有総量とするため、統廃合による総量の縮減を進めていくことが求められます。

その上で、市民ニーズに応えるために引き続き設置すべき施設については、適切な予防保全による長寿命化と計画的な更新を図っていく必要があります。

こうしたことから、本市では、行政需要等に応じた公共施設の量・質などの最適化等を進める『公共施設マネジメント』に取り組むこととしており、これにより、財政負担の軽減・平準化を実現し、真に必要な施設の維持を図っていきます。

なお、公共施設マネジメントでは、施設の利用状況や費用対効果等に基づき、更新や統廃合について検討していくことが基本となりますが、公共施設の中には、こうした指標だけではその必要性を計ることのできない、行政としての責務を果たすために設置されている施設もあります。

本市では、こうしたことにも十分配慮するとともに、平成26年4月22日付の総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」で示された内容も参考にしながら、以下のような視点に留意して、白書の作成に引き続き、『公共施設の適正配置等に関する方針（仮称）』を策定します。

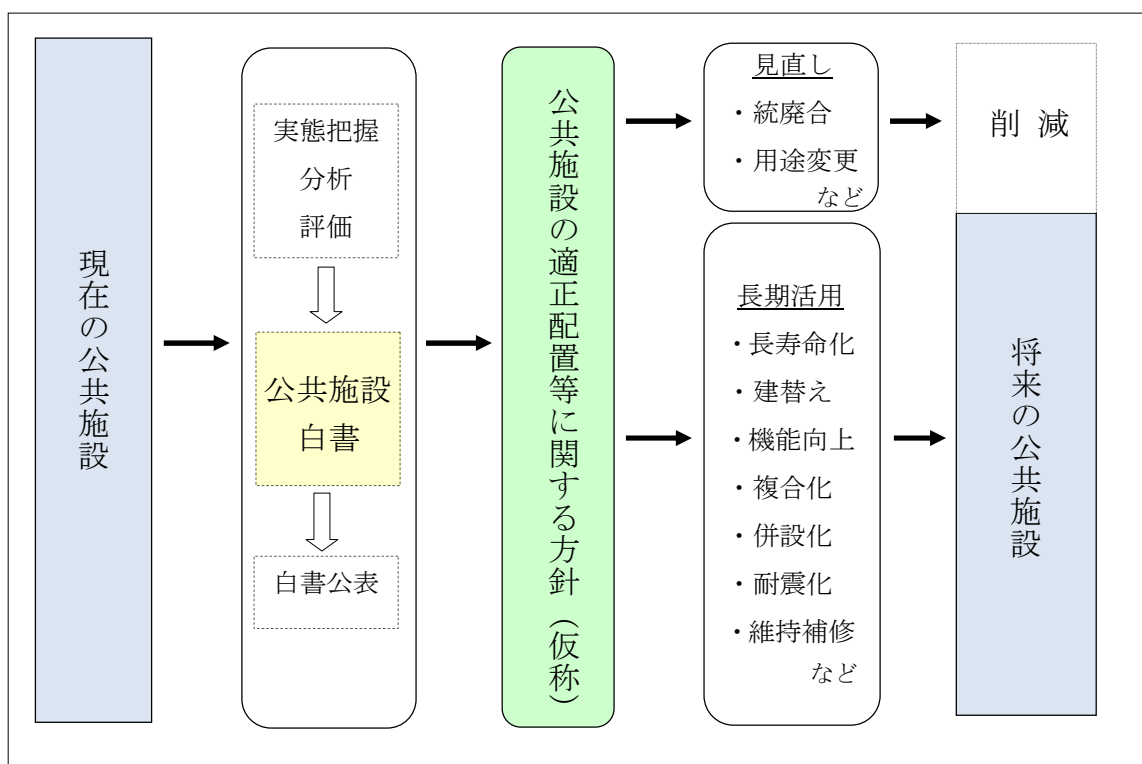
□「公共施設の適正配置等に関する方針（仮称）」において留意すべき主な視点

● 優先度による財源の配分

市民ニーズや費用対効果、老朽化の進展具合等により、施設の優先度を判断した上で、限られた財源を適切に配分する。

- 施設機能の重視  
同じ機能を有する施設の統合、機能が異なる施設の複合化により、施設機能を維持しながら総量を縮減する。
  - 施設の長寿命化  
大きな財政負担を生じる建替えを繰り返すのではなく、施設の長寿命化対策を適切に行い、今ある施設を長期に渡り活用する。
  - 安全性の確保  
事後保全から予防保全への転換や耐震化等により、施設の安全性を確保する。
  - 機能の向上  
施設需要の量や質の変化を想定した整備や改修により、施設機能の向上を図る。
- など

【図表37：公共施設マネジメントの流れ】



(参考) 公共施設等総合管理計画について

いわゆるハコモノの他、道路や橋梁、下水道、プラント系施設に加え、公営企業施設（上水道等）等も含む全ての公共施設等を対象とし、長期的な視点での総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、国が地方公共団体に策定を要請しているものです。